

第2部 基本計画に盛り込むべき事項

1 暴力の未然防止と早期発見の推進

(1) 暴力防止教育と啓発の推進

現状・課題

- 配偶者暴力防止法の制定以降、配偶者暴力に対する認識は社会的に広がりつつあります。しかし、平成21年の内閣府調査によると、配偶者暴力防止法があることは知っていてもその内容も知っているのは全体の1割強にとどまっています。逆に、法があることもその内容も知らなかったという人は2割以上おり、この割合は、3年前の前回調査時よりも増えています。
- 配偶者暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において起こることから、被害者本人の気づきが遅れたり、被害が潜在化する傾向が見られます。また、東京都の「男女平等参画に関する世論調査（平成23年1月調査）」で「被害者にも暴力を振るわれる原因があるはずだ」という考えを5割弱が肯定しているなど、未だに「被害者が悪い」とする周囲の認識不足や認識の誤りもあります。
- 都では、配偶者暴力防止のパンフレットやカードの作成による周知、講演会の開催などによる啓発を行ってきました。配偶者暴力をなくし、暴力防止への理解を広く促すためには、多くの都民に向け、これまでの啓発方法に加えて、対象者に応じた多様な媒体を活用するなど啓発方法の充実により、幅広い普及啓発を行う必要があります。
- また、内閣府調査では、女性の1割強が10歳代から20歳代の頃に交際相手から身体的暴力・精神的暴力・性的暴力のいずれかを受けたことがあることが分かります。その被害について、被害者（男性を含む）の半数は友人や知人に相談し、2割は家族や親戚に相談していますが、被害者の4割弱は誰にも相談していません。被害を相談しなかった理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く、「自分にも悪いところがあると思ったから」が続いていることから、若年の被害者の受けている行為が暴力であるという認識が必ずしも定着していなかったり、加害者が様々な理由をつけて暴力を正当化するなどの心理的影響を与えているとも考えられます。
- 都では、若年層向け相談先周知カードを作成し、都内大学、短期大学、

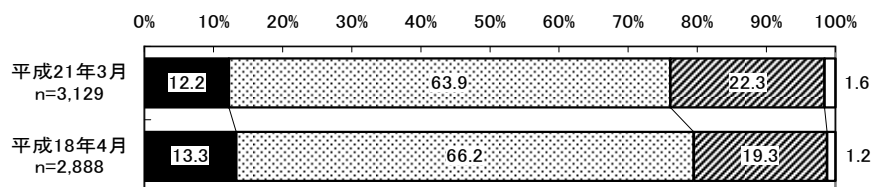
専修学校等の学生に配布するなどの取組を行っていますが、若年層に対する啓発方法としては、特に若年層がよく利用する媒体を活用した取組が有効であると考えられます。

- また、暴力の未然防止のためには、小学生のうちから、お互いを尊重するなどの適切な人間関係形成に向けた取組を行うなど、発達段階に合わせて、暴力の防止に向けた教育を積極的かつ継続的に推進することが必要です。

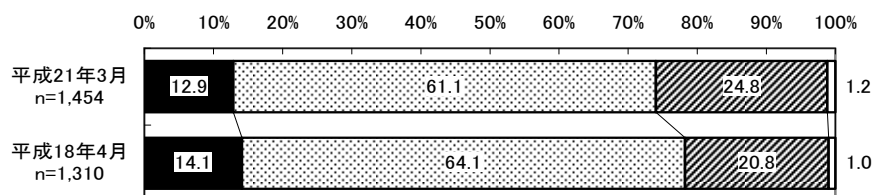
配偶者暴力防止法の認知度（全国）

- 法律があることもその内容も知っている
- ▨ 法律があることは知っているが、内容はよく知らない
- ▩ 法律があることもその内容も知らなかった
- 無回答

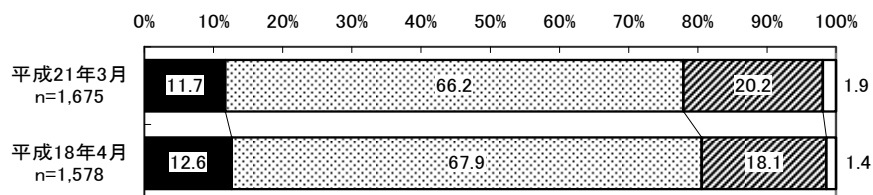
<全体>



<男性>



<女性>



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査（平成21年3月）」

取組の方向性

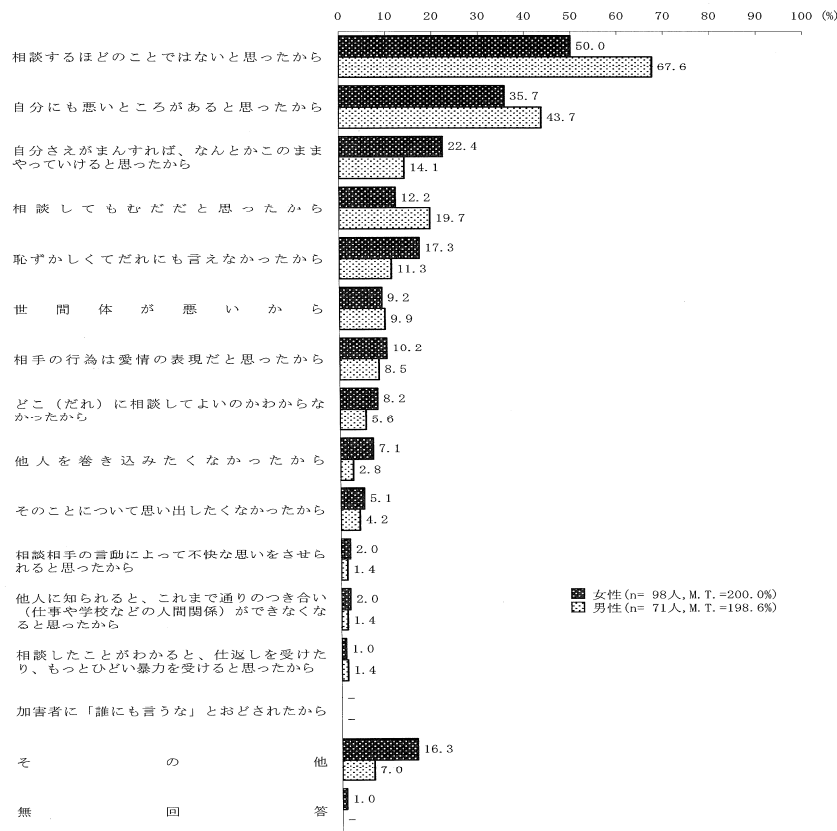
- 配偶者からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや配偶者暴力防止法の内容などについて、テレビやインターネット、交通広告等様々な媒体を活用して幅広い普及啓発を実施し、配偶者からの暴力に関する都民の理解を深める必要があります。
- また、企業等と連携した啓発への取組も必要です。
- 若年層に対しては、特に若年層がよく利用するインターネット等の媒体を活用して、交際相手からの暴力に関する啓発を推進するとともに、若年層がより相談しやすい方策を検討することも求められます。
- また、小学校における人権教育に始まり、中学校、高校及び大学等において交際相手からの暴力について学ぶ機会を設けるなど、学校教育の中で、発達段階に合わせて、暴力の防止に向けた教育を積極的かつ継続的に推進することが必要です。
- 特に、配偶者暴力被害者と接する機会を持つ職業を選択する可能性が高い学部・学科の学生に対して、配偶者暴力に関する理解を深めるための取組が必要です。

(2) 早期発見体制の充実

現状・課題

- 配偶者暴力の被害者の中には、加害者への恐怖感などから支援を求められない人や、自分が被害者であると気付かないまま暴力を受け続ける人がいます。そのため、配偶者暴力の発見が遅れ、問題がより深刻化することもあります。
- 内閣府調査では、配偶者から受けた被害をどこにも相談しなかった女性の2人に1人、男性の3人に2人が「相談するほどのことではないと思った」と考えています。
- 都では、配偶者暴力対策として、周囲の人々による被害の早期発見や適切な情報提供が有効であると考え、これまで様々な関係者に対する啓発資料の作成・提供や対象者別の研修を実施してきました。
- 暴力の被害によるけが等の治療や心のケアを行う医療機関、子供を通じて関わりを持つ保育所や幼稚園、学校、地域を見守る民生委員・児童委員などが、配偶者暴力に関する知識を深め、発見時の通報や早期発見の体制を一層強化していくことが必要です。
- 特に、医師や保健師、看護師等の医療関係者は、日常の業務を行う中で、配偶者暴力の被害者を発見しやすい立場にいることから、被害者の早期発見や通報、被害者に対する情報提供など積極的な役割が期待されており、被害者の安全を確保するためにも、医療機関との連携を強化することが重要です。
- また、必ずしも多くの医療関係者が配偶者暴力に関する知識や被害者への対応方法に精通しているとは言えないことから、一層の周知に努める必要があります。

配偶者からの被害を相談しなかった理由



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査（平成 21 年 3 月）」

取組の方向性

- 医療機関や保健センター、保育所・幼稚園・学校等の教職員、民生委員・児童委員等地域で被害者を取り巻く関係者に対する研修など、配偶者暴力の被害者の早期発見体制の強化と適切な対応に向けた取組を充実させる必要があります。
- 特に、医療機関との連携の強化を図る必要があります。
- 加えて、医療関係者に対しては、医療関係者向けの広報、医療関係者に特化した対応マニュアルやフロー図の作成・配布など、様々な機会を利用して周知を行うことが必要です。

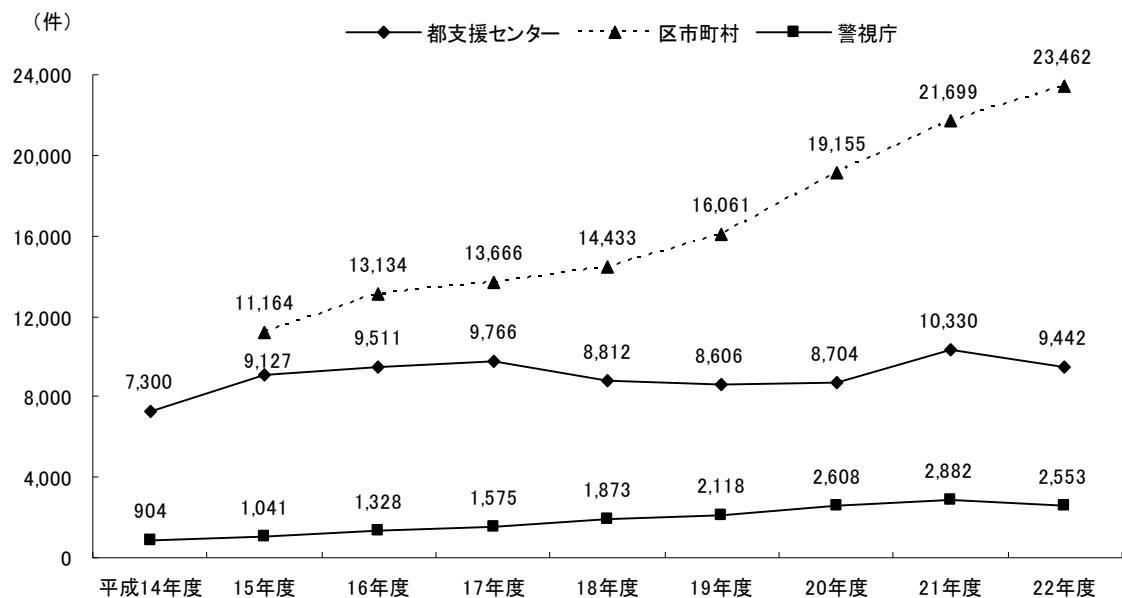
2 多様な相談体制の整備

(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実

現状・課題

- 都の配偶者暴力相談支援センター※での配偶者暴力に関する相談件数は、配偶者暴力防止法の施行後、平成14年度の7,300件が平成22年度には9,442件へと増加しています。
- 電話相談については、年末年始を除く毎日朝9時から夜9時まで対応しているほか、面接相談、精神科医や弁護士による専門相談等によってきめ細かい対応に取り組んでおり、また、女性だけではなく男性からの電話相談にも対応しています。
- このほか、電話や来所による相談が困難な被害者が知りたい情報を容易に入手できるよう、ウェブサイト上での情報提供を実施しています。
- また、複雑・多様化する相談に適切に対応するため、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を作成し、相談窓口等関係機関共通のマニュアルとして活用しているほか、外部の専門家による相談員へのスーパーバイズ※を実施し、相談対応の質の向上にも努めています。
- 今後も、被害者に対する情報提供・相談支援の充実や、相談機能の充実を図るなど、都の配偶者暴力相談支援センターとしての機能を一層充実させていく必要があります。

都内相談件数の推移
(東京都配偶者暴力相談支援センター・区市町村・警視庁)



注：東京都の配偶者暴力相談支援センターは、東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センター
資料：東京都生活文化局調べ

取組の方向性

- 外部専門家によるスーパーバイズの充実や都におけるコーディネート機能を有する専門員の配置などにより、相談者の様々なニーズに適切かつ迅速に対応するための相談機能の充実を図ることが必要です。
- また、電話や来所による相談が困難な場合でも必要な情報が入手できるように、情報提供を一層充実させる必要があります。

※ 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法により、配偶者暴力の被害者を保護するため、相談・一時保護や自立生活促進のための就労・住宅等に関する情報提供等の支援を行う機関。都では、現在、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが配偶者暴力相談支援センター機能を担っている。

※ スーパーバイズ

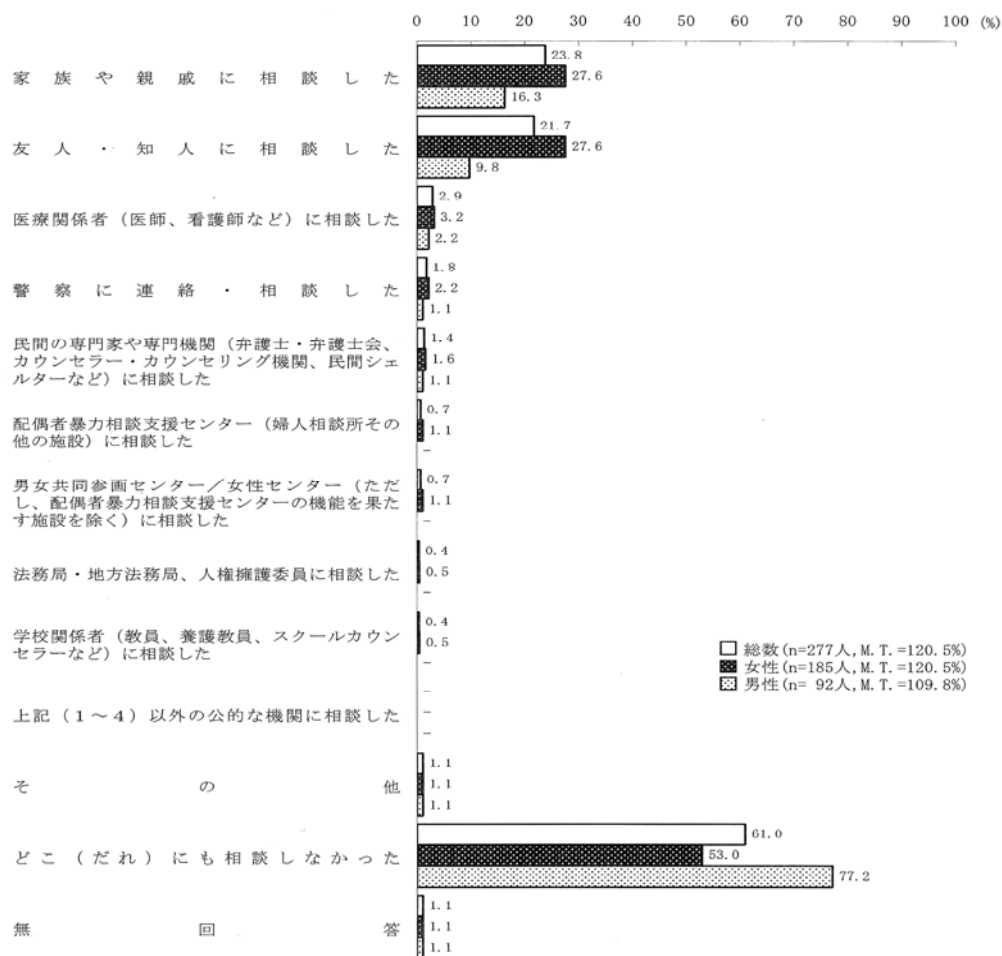
相談員のための研修。外部の専門家を招き、対応事例の検証を行ったり、複雑で困難な相談事例への対応について指導や助言を受けたりして、相談員の資質を向上させるもの。

(2) 身近な地域での相談窓口の充実

現状・課題

- 都内における配偶者暴力に関する相談件数は、東京都配偶者暴力相談支援センター、区市町村、警察の合計で平成 22 年度は約 35,500 件であり、年々増加しています。とりわけ、区市町村における相談件数は、平成 15 年度の 11,164 件から平成 22 年度には 23,462 件と大きく増加しています。これは身近な地域における相談体制の充実や、相談窓口が周知されてきたことなどによるものと考えられます。
- しかし、被害者の立場からみると、どの窓口が相談先として最も適切なものか分かりにくかったり、窓口によって対応が異なる場合があるなど、支援を求めにくいという声もあります。
- 内閣府調査では、配偶者から何らかの暴力被害を受けた人の相談先として、配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター・女性センター、法務局・地方法務局、人権擁護委員はいずれも 1%未満であり、どこ（だれ）にも相談しなかったという回答が 6 割となっています。このことから、現に相談窓口を訪れたのは被害者の一部に過ぎず、地域に相談先との接点がない潜在的な被害者が多いものと考えられます。
- 平成 19 年度の配偶者暴力防止法の改正で、区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの機能整備が努力義務とされました。このため、都では、区市町村に対する支援策として、配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向けた手引の作成、被害者支援の中核となる人材や相談員を養成するための研修などを実施してきました。
- 今後も、配偶者暴力の被害を潜在化させないよう、また、相談を適切な支援に結びつけていくために、身近な地域で適切に相談を受けられる体制を強化することが重要となっています。

配偶者からの被害の相談先



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査（平成21年3月）」

取組の方向性

- 区市町村の男女共同参画センターや福祉事務所、警察等の各相談窓口で被害者に接する職員への研修を充実させるなど、身近な地域において被害者からの相談に適切に対応できるように、相談体制の強化に努めることが必要です。
- 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援など、区市町村への支援を充実させる必要があります。

(3) 被害者の状況に応じた相談機能の充実

現状・課題

- 配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人や心身に障害のある人も含まれています。対応に当たっては、これらの被害者の立場に配慮する必要があります。
- 都の配偶者暴力相談支援センターには、日本語を十分に話せない人も含め、外国人被害者からの相談も寄せられています。外国人被害者への対応に当たっては、相談や自立に向けた情報提供のための通訳や翻訳などの支援が必要であり、支援策の充実が求められています。都では、外国人被害者支援のため、平成 22 年度に 12 言語に及ぶ通訳人材を養成し、区市町村からの依頼に基づき派遣する取組を進めています。
- 心身に障害のある被害者や高齢の被害者に対しては、配偶者暴力の相談窓口の職員に加えて、障害者や高齢者虐待の相談窓口職員等日常的に接する機会の多い職員への研修の充実や、各相談窓口との連携などにより、その障害と被害の状況に応じた適切な支援を行う必要があります。
- また、外国人被害者や障害のある被害者等に対し、相談窓口などの情報が必ずしも十分に行き届いているとは言えないので、効果的な情報提供が必要です。

取組の方向性

- 外国人被害者に対しては、養成した外国人被害者支援のための通訳人材の活用などにより、相談体制の充実を図る必要があります。
- 障害のある被害者や高齢の被害者に対しては、障害者や高齢者虐待の相談窓口職員等日常的に接する機会の多い職員への研修の充実や各相談窓口との連携の強化など、被害者の状況に応じた適切な支援が行えるよう、相談体制の充実を図る必要があります。
- 外国人被害者や障害のある被害者等への支援に当たっては、被害者に身近な支援団体を通じて相談窓口を周知するなど、支援団体との連携による取組も求められます。

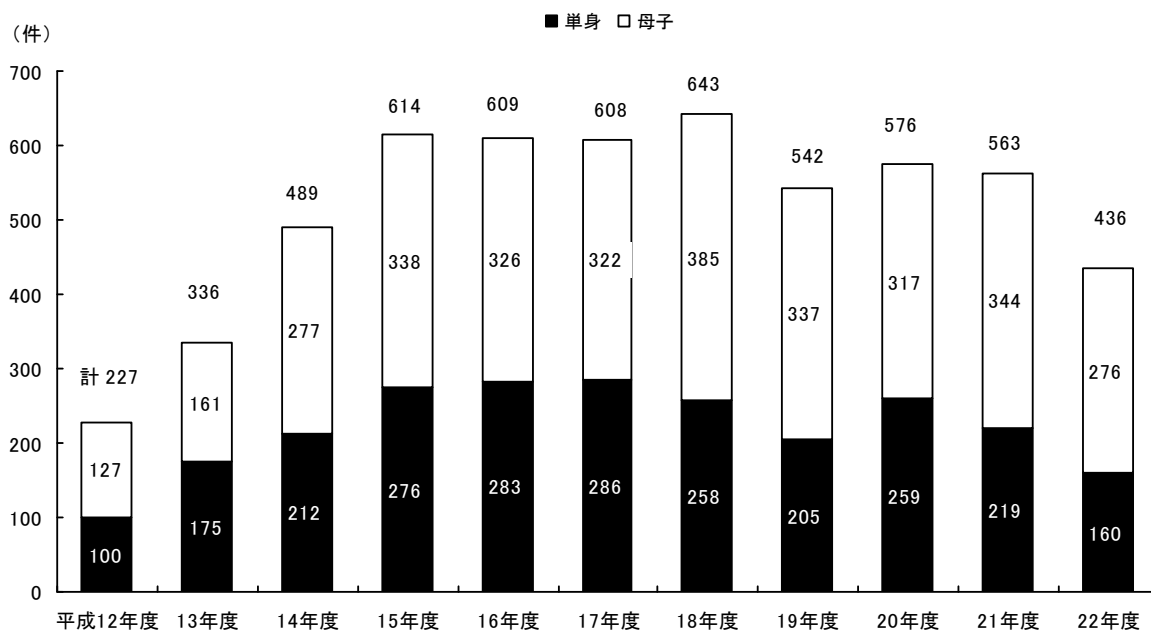
3 安全な保護のための体制の整備

(1) 保護体制の整備

現状・課題

- 平成 21 年 3 月の東京都「配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」（以下「実態調査」という。）では、配偶者暴力相談支援センターで面接相談を行った被害者の約半数が、配偶者等から週 1 回以上暴力を受けており、6 割弱が医療機関で治療を受けた経験があると答えています。
- このように配偶者暴力は、身体や生命に危険が及ぶ可能性があり、被害者が保護を求めた場合には、速やかに安全な場所で保護する体制が必要です。
- 都の配偶者暴力相談支援センターでは、平成 14 年度以降、概ね 500 件から 600 件の配偶者暴力被害者の一時保護を行ってきました。そのうち、6 割程度は子供を同伴しています。一時保護中の同伴児童に対しては、保育室の設置や保育士の配置により保育の充実を図るほか、職員等による就学児童への学習支援を行うなどの対応を行っていますが、同伴児童への対応の一層の充実が必要です。
- また、配偶者暴力被害者には、被害の状況等から精神的に不安定な被害者や、貧困や児童虐待などの複合的な問題を抱えた被害者なども多く見られることから、同伴児童も含めた心理的なケアの充実も必要です。さらに、平成 21 年度においては、一時保護件数の 1 割強を外国人女性が占めています。このほか、障害者、高齢者、妊産婦など特別な配慮を必要とする場合もあり、被害者の状況に応じた対応の一層の充実が必要となってきています。
- 都の配偶者暴力相談支援センターで一時保護を受けた被害者全体のうち、およそ半数は委託施設（民間施設）で保護を受けています。被害者の安全と安心を確保しながら、状況と必要性に応じた一時保護が行えるよう、民間団体との連携も含めた対応も求められます。

配偶者暴力による一時保護件数(配偶者暴力相談支援センター) (都)



注：母子、単身の別は、入所時の状況による区分となっている。

資料：東京都生活文化局調べ

取組の方向性

- 一時保護を必要とする被害者の多様な特性を理解して尊重し、被害者の状況に応じたより適切な保護を実施できるように、民間団体への一時保護委託や、必要に応じて民間シェルターやステップハウス※の利用など民間団体との連携も含め、保護の体制を充実させる必要があります。
- 児童に対する心理的ケアや就学児童に対する適切な学習機会の提供など、同伴児童への対応を強化することも必要です。

※ ステップハウス

支援施設や保護所などを出た被害者が一人又は母子でその後どのように生活するか考え、自立生活を送るための練習などの支援を受ける施設。

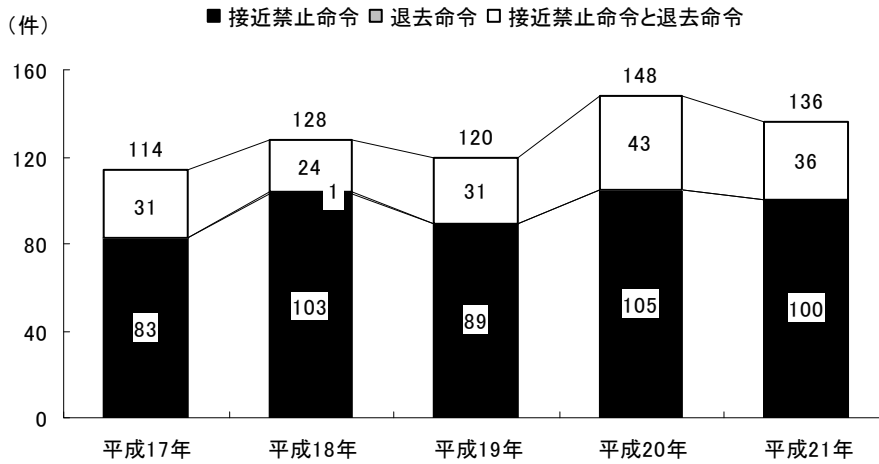
(2) 安全の確保

現状・課題

- 被害者の安全は、緊急時の一時保護だけではなく、被害者が加害者の追及から逃れるなどして、通常の世界生活を送る中でも確保されるべきものです。東京都の実態調査では、被害者の約4割が加害者からの追跡について不安を感じていると答えています。また、被害者支援を行う民間機関の2割以上が加害者からの問い合わせや威圧的行為を受けています。
- 被害者の安全を確保するためには、保護命令制度の利用が有効です。最高裁判所の司法統計によると、裁判所への保護命令の申立件数は増加傾向にあります。また、発令件数では、警視庁に通知された保護命令件数は例年100件を超えており、全国では例年2,000件を超える保護命令が発令されています。
- 平成19年度の配偶者暴力防止法の改正により、保護命令の対象が被害者と同居する未成年の子供だけでなく、危害を被る恐れのある親族・知人にも広がりました。平成20年以降、全国で発令された保護命令の3割弱は親族等への接近禁止命令を含んでいます。被害者とその子供のみならず、親族等に対する安全確保が求められていることがわかります。警察庁の統計では全国の保護命令違反での検挙者数が微増の傾向にあることから、警察等関係機関との連携を強化し、被害者及び関係者の安全の確保に努める必要があります。
- また、国の「第3次男女共同参画基本計画」においては、「保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析し、その結果を踏まえて必要な対応について配偶者暴力防止法の見直しを含めて検討する。」とされています。都としては、国の動向を踏まえつつ、被害者及び関係者の安全の確保がより図られるよう、必要に応じて法改正に係る国への働きかけを行うことも必要です。
- 保護命令が出ていない場合でも、被害者及び関係者に危険が及ばないよう、保護命令だけではなく、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）等についても周知するなど、適切な対応が必要です。

配偶者暴力に関する保護命令発令件数の推移

<都・保護命令種別>



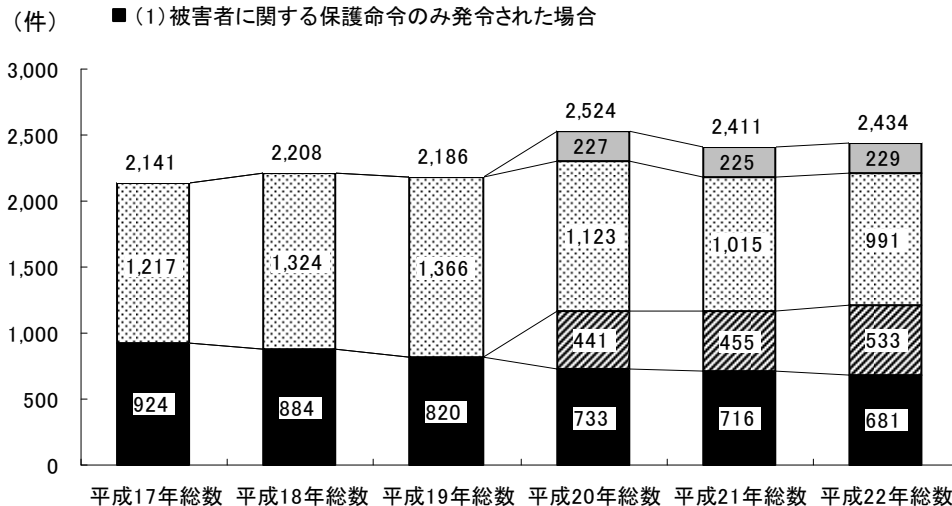
注：警視総監宛に通知された保護命令の件数

資料：警視庁「配偶者からの暴力事案の概況」

配偶者暴力に関する保護命令発令件数の推移

<全国・保護命令対象別>

- (4)「親族等への接近禁止命令」が発令された場合((2)以外)
- (3)「子への接近禁止命令」が発令された場合((2)以外)
- ▨ (2)「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合
- (1)被害者に関する保護命令のみ発令された場合



注：「親族等への接近禁止命令」は、平成20年1月に制度が新設された。

資料：最高裁判所資料より作成

取組の方向性

- 保護命令制度やストーカー規制法等についての周知や被害者への情報提供など、被害者及び関係者の安全の確保に向けて適切な対応を図ることが必要です。
- 警察との連携の強化に加えて、学校や保育所等各関係機関との連携も強化する必要があります。
- 被害者及び関係者の安全の確保がより図られるよう、保護命令期間の延長や緊急保護命令の創設など保護命令制度の拡充等について、国の動向を踏まえつつ、必要に応じて法改正に係る国への働きかけを行うことも必要です。

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

(1) 総合的な自立支援の展開

現状・課題

- 被害者がその生活を再建し、自立できるようになるまでには、就労や住宅の確保、子供の教育等様々な課題があります。その解決に向けて、多岐にわたる各関係機関が連携を図り、被害者を相談から自立まで総合的に支援することが必要です。都では、「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」を活用して都内の各関係機関が統一的な支援を行えるように努めています。
- 長期間の暴力により、加害者から逃れた後も心理的な影響に悩み、回復に時間がかかる被害者も多いため、心理的なサポートが必要です。都の配偶者暴力相談支援センターでは、被害者が自立のために必要とする心理的サポートや就労、法律等の自立支援情報の提供を行う講座等を実施しています。
- また、自立生活の再建のためには、専門的知識を持った支援者が生活保護の受給手続や離婚調停等の法的手続に同行支援を行うなど、日常的な支援が求められています。
- また、被害者が自立支援のための各種手続を行うに当たり、複数の窓口で個別に出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明することは、被害者にとって心理的に大きな負担になる上、加害者に遭遇する危険性を高める恐れがあります。このため、関係機関が連携し、被害者の負担を軽減する取組も必要となります。
- 被害者にとって身近な地域で切れ目のない支援を受けることができるよう、都の配偶者暴力相談支援センターにおける各種情報提供や講座などの自立支援機能を充実させるとともに、区市町村の福祉事務所等との連携を深めることが必要です。

取組の方向性

- 都の配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者が自立のために必要とする心理的サポートやニーズを踏まえた各種情報提供や講座等の支援策の充実など、自立支援機能を充実させる必要があります。
- 被害者が相談から自立まで切れ目のない支援を受けられるよう、関係機関との連携の強化を図ることが必要です。

- 警察や民間団体等も含めた庁内外の関係機関が連携し、被害者が様々な手続を一か所で行えるワンストップでの支援やワンストップセンターの整備など被害者の負担軽減に向けた取組を検討する必要があります。

(2) 安全で安心できる生活支援

現状・課題

- 被害者の自立を支援していく上で重要なことは、被害者や関係者の安全を確保し安心して生活できるよう支援することです。
- そのためには、加害者の追及が及ばないように被害者の個人情報の管理に細心の注意を払うとともに、生活のために必要となる各種手続について、都や区市町村の各所管部署が共通した理解を持ち対応することが求められます。
- また、子供がいる被害者が安心して子供と生活できるよう、学校や保育園などの関係機関との連携を強化し、協力体制を築くことが必要です。
- 被害者や関係者の安全を確保して安心して生活できるようにするためには、保護命令や離婚調停などの法的手続が大きな効力を発揮します。しかし、心身ともにダメージを抱えた被害者自身が独力ですべての手続を行うことは困難です。
- 都の配偶者暴力相談支援センターでは、相談業務の中で法的手続に関する情報提供を行うとともに、弁護士による法律相談を実施しています。今後、法テラス（日本司法支援センター）や弁護士会等との連携により、被害者に対する法的支援の一層の充実が求められます。
- また、被害者が精神的なダメージから回復し、心身ともに自立した生活を送るためには、同じ被害を受けた体験者同士が悩みを共有し支えあう民間の自助グループやサポートグループによる活動が大きな役割を果たしています。東京都の実態調査によると、被害者の多くがこうした支援や協力を必要であると回答しており、閉じこもりがちになる被害者の居場所づくりの視点からも、自助グループ等への参加支援等が重要です。

取組の方向性

- 被害者や関係者が安全に生活できるように、住民票の取扱い等について関係機関への周知を徹底するなど、被害者の個人情報の管理の徹底を図る必要があります。
- また、子供の安全な就学の確保に向け、転校先等の情報の適切な管理など、学校等関係機関との連携を強化する必要があります。
- 被害者や関係者が安心して生活できるよう、法テラス（日本司法支援

センター) や弁護士会等との連携による法的支援を一層充実させる必要があります。

- また、民間の自助グループ等への参加を希望する被害者への情報提供や紹介、自助グループ等への活動場所の提供などの支援も必要です。

※ サポートグループ

カウンセラー等の専門的な知識を持つ人や配偶者暴力の被害経験を持つ人たちが、被害者の支援を行うためのグループ。

(3) 就労支援の充実

現状・課題

- 東京都の実態調査によると、被害者のおよそ6割が無職（主婦）であり、そのうちのおよそ8割は子供がいると回答しています。配偶者暴力の被害から立ち直り、子育てをしながら自立した生活を送るためには、安定した職業に就き、経済的な基盤を確保する必要があります。
- 都では、就労のためのカウンセリングや情報提供、就業に必要な知識や技能を身につけるための職業訓練等を行っています。
- 配偶者暴力相談支援センターでは、子供のいる被害者が安心して受講できるよう、託児サービスを設けて、就労支援をテーマにした自立支援講座を実施しているほか、民間ボランティアと連携したパソコン講座なども行っています。
- 今後は、被害者のニーズに沿った、よりきめ細かい支援策の提供に取り組む必要があります。

取組の方向性

- 被害者の安定した就労の実現のため、関係機関が連携して被害者のニーズに合った支援策の提供に努める必要があります。
- また、一時保護施設等の退所者に対する就職時の身元保証制度についての情報提供など、被害者に対し、就労に必要な情報を適切に提供する必要があります。
- 被害者の就労を支援する企業等の拡大に向けた働きかけなど、企業等と連携した取組を進めることも必要です。

(4) 住宅確保のための支援の充実

現状・課題

- 被害者の多くは無職であったり、就業していてもパートやアルバイトなど収入が安定しない雇用形態である場合が多いことから、被害者が住んでいた家や一時保護施設を出て自立しようとする場合、住宅の確保は大きな課題です。
- 一時保護施設等を退所した後の被害者の当面の住まいとして、都では社会福祉施設等がその役割を果たしています。
- また、都では、単身の被害者への都営住宅の入居や、被害者世帯への当選倍率の優遇など、都営住宅を活用した住宅確保支援を行っています。
- 被害者が民間の賃貸住宅に入居を希望する場合、一時保護施設や婦人保護施設等の退所者に対しては、連帯保証制度等についての情報提供を行っています。保証人がいないため住宅を借りることができない被害者のためには、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにするための公的保証などの制度も必要と考えられます。

取組の方向性

- 一時保護施設等を退所した後の各施設の利用について、被害者に対する適切な情報提供が必要です。
- 被害者の住宅確保のため、引き続き都営住宅を活用した支援に取り組む必要があります。
- また、区市町村等の関係機関と連携し、住宅確保に向けた支援策の充実が求められます。
- 民間賃貸住宅に入居する際の保証制度について、一時保護施設等の退所者に対しては、連帯保証制度等に関する適切な情報提供を行うとともに、全国共通の公的保証制度の創設について、引き続き国への働きかけを行うことが必要です。

(5) 子供のケア体制の充実

現状・課題

- 配偶者暴力のある家庭では、同居する子供にも加害者から直接暴力が及ぶケースが半数近くあります。また、直接暴力を受けていなくても、児童虐待防止法では、家庭内で配偶者暴力を目撃することにより著しい心理的外傷を与えることは児童に対する虐待であると定義されています。
- 東京都の実態調査によると、加害者から暴力を受けた子供への影響として、「加害者への憎悪・恐れ」「緊張」「性格・情緒のゆがみ」などの回答が多く挙げられています。また、同調査では、子供を持つ被害者の3割以上が子供の心のケアについての不安を抱えており、被害者とともに子供が安心して生活できるように見守る体制が求められています。
- 都では、配偶者暴力のある家庭の子供を対象に、心の傷の回復を側面から支援するため、遊びなども採り入れて友達とのコミュニケーションのとり方などを継続的に学習する講座を実施しています。
- 子供に与える影響の大きさを考慮し、配偶者暴力相談と児童相談の機関が密接に連携するとともに、区市町村の子供家庭支援センター等との連携により子供のケア体制を充実することも重要です。東京都の実態調査によると、民間機関等の8割前後は福祉事務所や児童相談所、学校、子供家庭支援センターと連携して子供への支援を行った実績があります。
- 都では、子供の支援に当たる各機関が共通の認識を持って対応するための子供のケアプログラムを作成し、関係機関において活用してきましたが、この内容の充実を図るとともに、関係機関の連携を一層強化する必要があります。

取組の方向性

- 配偶者暴力被害者の支援機関と児童相談所や子供家庭支援センターなど子供支援の中核的機関との連携を強化し、同伴する子供に対しても、被害者と同様に切れ目のない継続的なケアを提供する必要があります。
- また、児童相談所や学校との連携・協力により、児童心理司、スクールカウンセラー等を活用し、子供の心のケアを充実させることが必要です。
- 児童相談所や子供家庭支援センターなど子供の支援に当たる各機関

の関係者への研修や情報提供の充実により、配偶者暴力に対する理解を深めることも必要です。

5 関係機関・団体等の連携の推進

(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化

現状・課題

- 被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携して取り組むことが必要です。
- 都では、平成 19 年度に都の関係機関、区市町村の各機関代表、支援に携わる各種民間団体を構成メンバーとする「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議^{*}」を設置し、配偶者暴力対策における連携強化を図りながら、対策の推進と新たな課題への対応を検討しています。
- また、およそ半数の区市町村で、配偶者暴力対策の関係機関の連絡会議等が設置され、関係機関同士のネットワーク化が進められています。
- 都と区市町村の連携は、これらの広域及び地域での連携ネットワークの核となるものです。平成 19 年度の法改正を踏まえて、都は区市町村の配偶者暴力相談支援センターの機能整備を促進するため、手引の作成や相談窓口の設置などの支援を行ってきました。
- 今後も引き続き、区市町村における相談・自立支援機能の強化に向けて、配偶者暴力対策基本計画の策定等の支援を行うとともに、広域的・専門的な取組の一層の充実と調整機能の強化を図っていく必要があります。

取組の方向性

- 都と区市町村の役割分担に基づき、それぞれの関係機関間の連携・ネットワーク化を一層進めるとともに、引き続き都と区市町村との連携強化を図る必要があります。
- 被害者が身近な地域で充実した支援を受けることのできる体制づくりのため、区市町村配偶者暴力相談支援センターの機能整備への支援や基本計画の策定支援など、区市町村に対する支援を一層充実させることが必要です。

※ 東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議
配偶者暴力問題に関係する総合的な取組に向けて、事業の着実な推進を図り、機

関相互の連携を促進するとともに、中長期的な課題について検討するために設置。福祉保健局、産業労働局等の庁内関係各局、警視庁、区市町村の男女平等参画、福祉、教育等各担当課の代表、地方裁判所、地方検察庁、入国管理局、弁護士会、医師会、法テラス、民生・児童委員、民間支援団体等幅広い関係機関で構成。

(2) 民間団体との連携・協力の促進

現状・課題

- 被害者にきめ細かい支援を行うためには、民間の支援団体が大きな役割を担っています。民間の支援団体の中には、配偶者暴力防止法の整備以前から取組を行ってきた団体や、専門の分野に関して高い能力を有する団体も少なくありません。
- 都では、被害者及び子供への各種支援事業やシェルター等被害者支援施設の安全対策の強化など、配偶者暴力対策に関する民間団体等の自主的な活動を支援するため、経費の一部を助成しています。今後も引き続き、民間団体の取組を行政として支援する必要があります。
- また、民間団体の協力のもと、被害者支援活動の意思を持つ通訳者の人材の養成を行っているほか、配偶者暴力対策ネットワーク会議に各種民間団体の参加を得るなど、民間団体との連携の促進に取り組んでいます。
- 被害者に対するきめ細かい支援のため、民間団体が活動しやすい環境整備を行い、相互の意思疎通を図りながら連携を強化していく必要があります。

取組の方向性

- 被害者に対するきめ細かく切れ目のない支援体制を確立することを目指し、民間団体の有する専門的能力を活用するなど、民間団体との連携を強化し、その活動を支援していく必要があります。

6 人材育成の推進と適切な苦情対応

(1) 人材の育成

現状・課題

- 被害者の支援を行う関係者には、暴力により被害者が受けた精神的ダメージについて正しい理解と配慮が必要です。
- これまで都では、適切な支援に向けて、相談員や医療関係者、教職員、民生委員・児童委員などの職務別に、早期発見や相談、自立支援など対応に必要な研修を行ってきました。
- 今後、被害者の安全を確保して本人の意思を尊重した支援を行うため、民間支援団体との協働によって研修内容の充実を図るとともに、研修対象者の拡大によって幅広く人材を育成することが必要です。
- また、配偶者暴力相談支援センターや区市町村の相談窓口等で被害者の自立支援を行う相談員等に対しては、福祉に関する手続や地方裁判所への保護命令の申立てなどの法的な手続に関する専門的知識の習得や、関係機関との連絡調整を円滑に行う能力の向上に向けた取組が必要です。
- また、育成した人材を効果的に活用し、被害者支援の質の向上を図るためには、相談員等の専門的能力を適正に評価し、それに見合った処遇の検討も求められます。
- 併せて、相談員や福祉事務所及び一時保護施設の職員等、被害者の支援に直接携わる職員が代理受傷によるバーンアウト[※]に陥らないよう、スーパーバイズなど心理的負担の軽減に向けた対策の充実も欠かせません。

取組の方向性

- 被害者が安心して満足度の高い支援を受けることができるよう、研修内容の充実や研修対象者の拡大などにより、被害者の支援に当たる人材を幅広く育成することが必要です。
- 相談員の資格認定制度の創設について国に働きかけるなど、支援者の専門的能力の適正な評価に向けた取組が求められます。

※ バーンアウト

相談を聞き続けることで内容等により相談員自身が傷つき、相談を受けることに対して疲れ、燃え尽きたようになってしまうこと。

(2) 二次被害の防止

現状・課題

- 被害者の支援を行う関係者の不適切な対応によって、被害者がいわゆる「二次被害※」を受けて更に大きなダメージを抱え込むとともに、支援機関に対する不信感を抱き、暴力被害の解決が阻害される例が依然として少なくありません。
- 都では、職務関係者に加え、区市町村の住民票や国民年金担当課の職員など、広く窓口で対応に当たる職員を対象に研修を実施するなどの取組を行っています。
- 行政機関の関係者のみならず警察や司法関係者等も含めた様々な支援機関と連携し、研修の実施等を通じて、配偶者暴力への理解を深め、適切な対応が取られるよう働きかけていく必要があります。

取組の方向性

- 配偶者暴力の深刻さを十分に認識しないまま不適切な対応を行わないよう、二次被害防止のための研修の充実等を図る必要があります。

※ 二次被害

加害者からではなく、被害者が被害の後に公的機関や被害者を取り巻く周囲の人々の言動によって更に傷つけられること。

(3) 苦情への適切かつ迅速な対応

現状・課題

- 配偶者暴力相談支援センターをはじめとした支援機関では、相談や支援に対する被害者からの苦情の申出に対して、誠実に受け止め対応し、必要に応じて対処方法の改善を図るなど、ルールに沿った速やかで適切な対応に努めています。
- 今後も、被害者に対する説明責任と支援機関の対応能力向上に向けた取組の推進が必要です。

取組の方向性

- 苦情の申出に適切な対応をするため、支援機関における苦情処理手順の明確化を図る必要があります。
- 苦情の申出があった場合に、その内容と対応結果の公表などの取組を検討することも必要です。

7 調査研究の推進

(1) 調査研究

現状・課題

- 配偶者暴力の防止のためには、配偶者暴力を生み出す背景・原因や配偶者暴力に関する実態、都民の意識等を調査分析し、暴力の解決や被害者支援に関する施策を検討することが必要です。
- 都では、平成15年度、20年度とこれまでに二度の実態調査を行い、被害の実態と関係機関の現状などを分析し、配偶者暴力対策基本計画における施策に反映させてきました。今後も適切な時期に配偶者暴力相談支援センターにおける相談や支援の実態等を調査し、その傾向と状況の分析を行うことが必要です。

取組の方向性

- 都内における配偶者暴力の被害や支援の実態等を把握・分析し、被害者が真に必要なとする施策を検討していくことが必要です。

(2) 加害者対策の検討

現状・課題

- 配偶者暴力の加害者への対応は、被害者の保護のみならず暴力を防止する観点からも、社会にとって重要なことと言えます。
- しかし、加害者への対応については、国の研究や都を含め自治体の取組等においても、有効な対策が打ち出されているとは言いがたい状況です。
- 国の「第3次男女共同参画基本計画」においては、配偶者暴力の加害者更生の取組として、「加害者更生プログラム[※]について、その効果的な実施方法を含めた調査研究を実施する。」とされています。
- 実効性ある加害者更生プログラムの実施に当たっては、専門的知識を持つ人材の育成、加害者の参加についての刑事司法制度における位置付けなど、国による取組が不可欠であることから、国における調査研究の状況を注視するとともに、引き続き、国に対し必要な法制度の整備等を働きかける必要があります。
- また、都においても、配偶者暴力相談支援センターで実施している男性相談等に寄せられた加害者からの相談事例を分析し、実態の把握等に努めることが必要です。

取組の方向性

- 加害者更生プログラムについては、国における調査研究の状況把握に努めるとともに、必要な法制度の整備等を行うよう、引き続き国に働きかけることが必要です。
- 男性相談における加害者からの相談事例の分析を通じた実態把握などに努める必要があります。

※ 加害者更生プログラム

アメリカなど諸外国では、配偶者暴力により有罪となった加害者に対し、刑の執行猶予の条件として裁判所が加害者更生プログラムの受講を命じるなど、刑事手続において明確に位置付けられている場合が多い。